

中小企業技術革新成果事業化促進事業

平成 1 8 年 度 予 算 説 明 資 料

計 画 書 受 付 期 間

【第 1 回公募】

平成 1 8 年 4 月 1 7 日(月) ~ 平成 1 8 年 5 月 3 1 日(水) (17:00締切)

【第 2 回公募】

平成 1 8 年 7 月 2 8 日(金) ~ 平成 1 8 年 8 月 2 5 日(金) (17:00締切)

第 1 回公募において、不採択となった事業については、同一の事業内容で第 2 回公募に申請することはできません。

事前相談等は、各経済産業局にて上記期間前であっても随時受け付けます。

受付時間は、各局に相談してください。

持参、郵送の場合とも、受付最終日の17:00までに必着のこと。

受付先及び問い合わせ先 各 経 済 産 業 局 等

詳細は、P. 1 0 を参照してください。

平成 1 8 年 7 月

経 済 産 業 省

本制度は、中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出の円滑化等を図ることを目的として、中小企業が有する優れた技術の事業化のための技術課題を解決するに当たって、公設試、産総研等の技術支援機関による技術支援を受けるために要する経費の一部を補助するものです。

本説明資料は、下記ホームページにも掲載し、ダウンロードできますのでご利用ください。

中小企業庁ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp
北海道経済産業局ホームページ	http://www.hkd.meti.go.jp
東北経済産業局ホームページ	http://www.tohoku.meti.go.jp
関東経済産業局ホームページ	http://www.kanto.meti.go.jp
中部経済産業局ホームページ	http://www.chubu.meti.go.jp
近畿経済産業局ホームページ	http://www.kansai.meti.go.jp
中国経済産業局ホームページ	http://www.chugoku.meti.go.jp
四国経済産業局ホームページ	http://www.shikoku.meti.go.jp
九州経済産業局ホームページ	http://www.kyushu.meti.go.jp
沖縄総合事務局経済産業部ホームページ	http://ogb.go.jp/move

目 次

中小企業技術革新成果事業化促進事業について	1
1. 制度の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	4
4. 補助対象経費	4
5. 補助率等	5
6. 申請手続等の概要	6
7. 補助事業期間	8
8. 補助事業者の義務	8
9. 研究成果の帰属	9
10. その他	9
受付先及び問い合わせ先	10
計画書の様式	11
記入要領	24
参 考	42
参考1 公設試験研究機関一覧	42
参考2 独立行政法人産業技術総合研究所地域センター等一覧	48
参考3 中小企業技術革新制度（SBI R）による 事業化支援について	49

中小企業技術革新成果事業化促進事業について

1. 制度の目的

本制度は、中小企業が有する優れた技術の事業化に当たって、克服すべき技術課題の解決のために、地方公共団体が設置する試験研究機関（以下、「公設試」といいます。）や独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」といいます。）等の各種支援機関（以下、「支援機関」といいます。）による技術支援を受け、事業終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う取組（以下、「事業化開発」といいます。）を進める場合に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業の技術革新成果の事業化を促進し、もって中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

本補助事業の補助対象者は以下のとおりです。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除きます。）

特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

民法（明治29年法律第89号）第34条に規定された社団法人又は財団法人であって、社団法人にあつては当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体、財団法人にあつては中小企業の振興に係る事業を行う団体

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは、以下の者をいいます。

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものは除きます。）	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下又は100人以下
小 売 業	5,000万円以下又は50人以下

注：業種は、主たる事業として営む事業。

資本金は、資本の額又は出資の総額。

従業員は、常時使用する従業員。

ただし、以下の中小企業者は、補助対象者から除きます。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ 大学

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体とは、以下のものをいいます。ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除きます。

事 業 協 同 組 合

事 業 協 同 小 組 合

協 同 組 合 連 合 会

企 業 組 合

協 業 組 合

商 工 組 合

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、中小企業が技術の事業化を図る上で解決すべき技術課題に対し、中小企業のニーズに積極的に対応する支援機関（ ）の技術支援（支援内容が、単に製品の分析・検査のみの場合を除く。）を受けて実施する事業化開発です。

なお、支援計画書の作成主体によって、提案できる枠が異なりますので、実施する事業化開発の内容や規模に応じて、提案する枠を選択してください。

（１）公設試活用枠

公設試（P42参考1参照）が支援計画書を作成する場合に対象となります。

（２）産総研活用枠

産総研（P48参考2参照）が支援計画書を作成する場合に対象となります。

支援機関とは、以下にあげるもののうち、中小企業が技術の事業化を図る上で解決すべき技術課題に対し、専門技術的な見地から、有効な解決方策を提案・支援することができるものであって、公設試あるいは産総研が中小企業のニーズに即して作成する支援計画書に記載されたものをいいます。

公設試（地方独立行政法人化した公設試を含む。）

独立行政法人産業技術総合研究所

商工会法（昭和35年法律第89号）及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会、都道府県商工会議所連合会又は商工会議所。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する都道府県中小企業団体中央会。

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人。

商法（明治32年法律第48号）の規定により設立された株式会社

国立大学法人

私立大学法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人が設置する私立学校のうち大学。

公立大学

独立行政法人国立高等専門学校機構

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の ～ に掲げる事業化開発に要する経費です。

なお、下記の経費を補助対象とするためには、当該経費の発生に係る技術支援の内容が、支援計画書に記載されていることが必要となります。

技術の導入に要する経費

本経費は、技術課題の解決に当たって支援機関から技術指導を受ける場合に支払われる経費及び、技術課題の解決に当たり支援機関が有する産業財産権（工業所有権）の導入が必要となる場合に、所有権者に支払われる経費（実施許諾料等）です。

研究開発委託に要する経費

本経費は、支援機関に研究開発を委託する場合及び、支援機関と共同で研究を行う場合に、支援機関に支払われる経費です。

評価・検証等に要する経費

本経費は、技術課題の解決に当たって、支援機関に分析・検査等を依頼する場合及び、支援機関に設置されている機器・設備等を使用する場合に、支援機関に支払われる経費です。

その他特に必要と認める経費

本経費は ~ 以外で、所轄する経済産業局長が特に必要と認める経費とします。

支援機関に支払われる経費において、支援機関が機器・設備等を購入することはできません。

5 . 補 助 率 等

補助率は、補助対象経費の2分の1以内です。

補助限度額は、下記のとおりとします。（ただし、下限は100万円）

（1）公設試活用枠

公設試活用枠の補助限度額は、1件あたり500万円です。

（2）産総研活用枠

産総研活用枠の補助限度額は、1件あたり1,000万円です。

6. 申請手続等の概要

申請受付先及び問い合わせ先

補助事業の主たる実施地を所轄する各経済産業局
(P.10参照)

受付期間 【第1回公募】平成18年4月17日(月)～

平成18年5月31日(水)(17:00締切り)

【第2回公募】平成18年7月28日(金)～

平成18年8月25日(金)(17:00締切り)

第1回公募において、不採択となった事業については、同一の事業内容で第2回公募に申請することはできません。

提出書類 表1:提出書類(P.7参照)のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

なお、提出書類等の返却は致しません。

評価 提出書類等について外部委員を含む評価委員会で評価(技術・事業化等)を行いますので、表2:評価内容(P.7参照)を参考にして提出書類を作成してください。

通知 評価結果(採択又は不採択)について、後日、各経済産業局から申請者あて通知します。

その結果、採択となった方は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

公表 原則として、採択となった場合には、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年、資本金、従業員数、電話番号、補助金額、交付年度を公表します。

その他 ・同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

・採択された場合であっても、予算の都合により補助金額が減額される場合があります。

表 1 : 提出書類

提出書類	備考
<p>1. 中小企業技術革新成果事業化促進事業 (P.11~23) 補助事業計画書 (別紙 1) (P.12)</p> <p>補助事業に係る内容説明書 (別紙 2) (P.13~21) * 試作品の仕様書及び図面 (三面図、見取図) は内容等がわかる程度に簡略化し、用紙サイズが A 4 を超える場合にはできるだけ A 4 に縮小したものとしてください。</p> <p>. 株主等一覧表 (別紙 2 の別添 1) (P.17~18) . 経営状況表 (別紙 2 の別添 2) (P.19) . 過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書 . 支援計画書 (別紙 2 の別添 3) (P.20~21)</p> <p>技術導入計画書 (別紙 3) (P.22~23) . 指導者の履歴書 (別紙 3 の別添) (P.23) * 技術導入費を申請する場合は添付してください。</p> <p>2. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット * 事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p>	<p>【提出部数】</p> <p>正 1 部 写し 1 部 合計 2 部</p> <p>() 提出先により提出部数が異なる場合がありますので、事前に「主たる実施地を所轄する各経済産業局」にご確認ください。</p> <p>【注意事項】 P.24~ の記入要領を参考に記入してください。 添付資料は必要なものに限ってください。 貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。 用紙サイズは原則として A 4 で統一し、左側に縦 2 穴を開け、左上 1 箇所のでクリップ止め (ホッチキス止め不可) てください。</p>

提出書類は、片面で総枚数 20 枚程度 (パンフレットを除く。) でお願ひします。

表 2 : 評価内容

評価項目	評価内容
1 技術評価	<p>要素技術・基礎技術の内容が十分かどうか。 事業化に向けた技術課題が明確化されており、事業化開発要素を有しているか。 技術課題の解決にあたり、支援機関の技術支援を受ける必要性・有効性が高いものかどうか。 支援計画を受け入れる体制及び技術的能力を有しているか。</p>
2 事業化等評価	<p>速やかに開発成果の事業化が見込まれるものかどうか。 市場性及びそれに基づく事業化目標 (売上・利益計画) が妥当であり、実現可能性が高いものかどうか。 開発成果の事業化により、高い経済効果・波及効果が見込まれるものかどうか。 資金調達能力・経営能力・経理処理能力等の経営的基礎力が十分かどうか。</p>

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成19年3月31日までとなります。

8. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

補助事業の交付年度中間の遂行状況について、報告しなければなりません。

補助事業を完了した場合又は会計年度終了後10日以内に実績報告書を提出しなければなりません。

補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権及び意匠権等の産業財産権（工業所有権）等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合及び補助事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権（工業所有権）等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の企業化状況を報告すると共に補助事業に係る調査の協力をしなければなりません。

補助事業の成果の事業化又は産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権設定並びに許諾及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金額が限度です。）しなければなりません。

補助事業者は、補助事業年度終了後、その研究成果を発表しなければなりません。

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

(注)仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税相当額を「仕入控除税額」といいます。

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合は、それらの権利は補助事業者に帰属します。

10. その他

補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、経費（支出行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、技術支援の成果や帳簿類の確認ができない場合については、当該技術支援等に係る金額は補助対象外となります。

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

受付先及び問い合わせ先

各 経 済 産 業 局

名称及び担当課	所在地	電 話	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1	011-709-5441	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-215-7297	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 技術企画課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0236	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2774	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6164	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5680	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6	087-833-5736	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5464	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	098-866-0067 098-864-2063	沖縄

計画書の様式

平成 年 月 日

殿

申請者住所 〒

申請者氏名 印

連絡担当者

電話番号

F A X

E - m a i l

中小企業技術革新成果事業化促進事業

計画書

中小企業技術革新成果事業化促進事業に係る補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- ・ 補助事業計画書 (別紙1のとおり)
- ・ 補助事業に係る内容説明書 (別紙2のとおり)

補助事業計画書

応募枠 (いずれかにをつける)	公設試活用枠		産総研活用枠		
事業化開発題目					
補助事業の技術分類					
申請者	名称	資本金	千円	従業員数	人
	電話() FAX() ホームページ ()	出資金		主たる業種	
事業化開発の実施場所					
事業化開発の目的					
事業化開発の内容及び規模					
事業化開発の成果及びその事業化の見込み					
事業化開発の日程	開始予定	平成	年	交付決定日以降	
	完了予定	平成	年	月	日
事業化開発費	補助事業に要する経費		円〔補助金交付申請予定額		円〕

補助事業に係る内容説明書

1. 申請者の概要

事業の内容：

株主等一覧表：別添 1 のとおり

経営状況表：別添 2 のとおり

2. 事業化開発の概要

(1) 主任研究者の役職名・氏名及び本事業化開発従事者の役職名・氏名

主任研究者：_____

事業化開発従事者：_____

(2) 支援機関における担当者

支援計画書作成機関

機関名：_____

役職名・氏名：_____

指導又は協力を受ける事項：_____

支援計画書作成機関以外の支援機関

機関名：_____

役職名・氏名：_____

指導又は協力を受ける事項：_____

(3) 事業化開発の目的

(4) 事業化開発の内容及び規模

現在まで行われている基礎となる研究

今後行おうとする事業化開発の内容、規模及び方法

事業化に向けた技術課題とその解決方法

支援計画書：別添 3 のとおり

(5) 事業化開発の資金計画

資金支出内訳

区 分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経 費 (円)	補助金交 付申請額 (円)	備 考
技術導入費									
	計								
研究開発委託費									
	計								
評価・検証等費									
	計								
その他の経費									
	計								
	合計								

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計 額		

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

補助事業の経理担当者の役職名・氏名

3. 事業化開発の成果

4. 事業化開発の成果の企業化又は適用の効果

5. 事業化開発に係る補助金又は委託費の交付を受けた実績等(申請中・申請予定を含む。)

(別紙2の別添1)

株 主 等 一 覧 表

(平成 年 月 日現在)

会社名 _____

《 株 主 等 》

株 主 名 出 資 者 名	住 所	持株数 出資価額	比 率	備 考

《 法人株主等 》

の株主(出資者)のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主(出資)企業名	大企業・中小企業区分 ()を記入	資本金額	従業員数	主たる業種
	大企業 ・ 中小企業	千円	人	
	大企業 ・ 中小企業	千円	人	

《 役 員 》

役 職 名	氏 名	住 所

《 役員 の 兼 務 》

の役員が、他社の役員又は職員を兼務している場合は、以下の表に記入してください。

役員 の 氏 名	企 業 名	大 企 業 ・ 中 小 企 業 区 分 () を 記 入	資 本 金 額	従 業 員 数	主 たる 業 種	役 職 名
		大 企 業 ・ 中 小 企 業	千 円	人		

(別紙2の別添2)

経 営 状 況 表

会社名 _____

(単位：千円)

項目	期別	第 期	第 期
		年 月 日から 年 月 日	年 月 日から 年 月 日
売 上 高 A			
経 常 利 益 B			
総 資 本 C			
自 己 資 本 D			
流 動 資 産 E			
流 動 負 債 F			
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$			
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$			
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$			
流動比率 $\frac{E \times 100}{F}$			

支 援 計 画 書

機関名：_____

担当者役職名・氏名：_____

担当者連絡先電話番号：_____

担当者連絡先E-mail：_____

1．事業化に向けた技術課題の概要

2．技術課題に対応した解決方策と各機関（申請者含む。）の役割

3．技術課題の解決に向けた支援の必要性和有効性（今回の事業に関連して、過去に支援実績等があれば、それを踏まえて記入してください。）

4. 支援機関が提供する技術支援の内容

技術課題	技術支援内容

5. スケジュール

取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

6. 本事業による開発成果

--

7. 本事業終了後のフォローアップ体制等

--

8. 本計画書作成機関以外の支援機関一覧

支援機関名	担当者氏名	役割

技 術 導 入 計 画 書

申請者住所 _____

_____ 氏名

技術の提供者	住所
	氏名
技術の指導者	住所
	氏名 (略歴別添)
技術指導を受ける者	氏名
技術の種類及び名称 産業財産権(工業所有権) の場合は、その種類、 許可年月日、許可番号を 含みます。	
契約(予定)日	
契約実施期間 (始期及び終期)	
対価の支払額・方法及び期日	
技術導入の方法	
技術の概要	
当該事業化開発における 技術導入の役割	

(別紙3の別添)

履 歴 書

氏 名 : _____

生年月日 : 昭和 年 月 日生 (歳)

現 住 所 : _____

(学 歴)

(職 歴)

(資 格)

記入要領

平成 年 月 日

提出する年月日を記入します。

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」)
補助事業の主たる実施地を所轄する経済産業局等の名称を記入します。

申請者住所 〒100-8133
東京都千代田区 1-3-3
申請者氏名 株式会社
代表取締役 代表者印
連絡担当者 職 名 研究開発部長
氏 名
電話番号 - -
F A X
E - m a i l

中小企業技術革新成果事業化促進事業 計画書

中小企業技術革新成果事業化促進事業に係る補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- ・ 補助事業計画書 (別紙1のとおり)
- ・ 補助事業に係る内容説明書 (別紙2のとおり)
- ・ 技術導入計画書 (別紙3のとおり)

(注1) 事業化開発の実施に当たり技術導入等を行う場合は、別紙3として「技術導入計画書」を添付してください。

補助事業計画書

応募枠 (いずれかにをつける)	公設試活用枠		産総研活用枠		
事業化開発題目	複合材料のプレス成形法に関する研究				
補助事業の技術分類	製造技術 (ライフサイエンス, 情報通信, ナノテクノロジー・材料, 環境, 製造技術, エネルギー, その他の中から1つ選択)				
申請者	株式会社 代表取締役 電話 (- -) fax (- -) ホームページアドレス (http://www. .co.jp)	資本金 出資金	43,000千円	従業員数	130人
		主たる 業種	2642:金属加工機械 製造業 (日本標準産業分類 の細分類項目を参考 に選択)	設立年	1976年
事業化開発の実施 場所	東京都千代田区 Tel - 東京都西東京市 Tel - 東京都調布市 Tel -	1-3-3 - - -	工場内 工場内 センター	2ヶ所以上の場合はずべてを 記入するとともに、主たる実施 場所に のマークをつけてくだ さい。 また、委託先の所在地には のマークをつけてください。	
事業化開発の目的	近年、複合材料が多様化されており、中でも自動車・家電分野ではとくに、プラスチックと金属の複合化により軽量化が図られてきているが、成型法が確立されていないため量産化できない現状である。 これまで、熱可塑性樹脂の板と金属板(微細孔のあるもの)をサンドイッチ構造とするための研究を進め、複合化の基礎条件等については、ほぼ解明したところである。 今回の取組は、工業技術センター、大学の支援を受け、今後、量産化を図るために必要な、プレス成形加工を行うための温度や送り速度、製品の強度等についての検討・最適化を行い、生産性の向上を図ることを目的とするものである。 取組の目的及びなぜこの取組を必要とするのか、支援機関にどのような支援を受けるのかについて記入してください。				
事業化開発の内容 及び規模	熱可塑性樹脂としてABS樹脂を使用し、この樹脂板で細孔をあけた金属板をサンドイッチした状態で加熱、ロール圧着した後、熱間プレス成形を行う。 本計画では、次の支援を受けながら取組を進め、量産化の条件を確立する。 (自社) 1. 細孔加工機、ロール加工機、温度制御金型の試作 2. 圧着からプレス成形までを一工程化するための自動制御装置の開発 (工業技術センター) 3. 金属板の細孔の大きさや強度・圧着性の相関関係分析と最適化(委託研究) 4. 製品の強度、対衝撃性等の評価(依頼分析) (大学) 5. ロール成形及びプレス成形における温度、送り速度、荷重のシミュレーションと最適化(委託研究) 6. 自動制御装置の開発指導(技術指導) 開発の規模は、細孔加工機1台、ロール加工機1台、温度制御金型3基を試作し実証テストを行う。それぞれの試作機は、実規模の1/20であり、プレス機については所有設備を使用する。 内容及び規模について記入してください。				
事業化開発の成果 及びその事業化 の見込み	材料の多様化にともない、高機能材料のニーズが高まっており、今回の成果により樹脂の機能を生かしてさらに高強度、耐衝撃性を高めた素材として活用でき、自動車、家電等の分野への販路が拡大できる。 また、本研究の成果は生産性向上のための基礎として技術的な波及効果も期待している。 どの程度の製品の品質向上となるか、事業化の計画や対象とする市場などについて簡潔に記入してください。				
事業化開発の日程	開始予定 平成 18年 交付決定日以降 完了予定 平成 19年 3月 31日 この制度は単年度の補助ですから計画はその点に注意してください。				
事業化開発費	補助事業に要する経費 7,740,000円〔補助金交付申請予定額 3,700,000円〕 金額は別紙2の資金支出内訳の「補助事業に要する経費」と同じになるように記入してください。				

(注1) 日本標準産業分類については、総務省統計局ホームページ (http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm) で確認することができます。

(注2) 専門用語、略語等については、簡単な注釈を入れてください。

(注3) 様式が用紙1枚に収まるよう簡潔かつ明瞭に記入してください。

補助事業に係る内容説明書

1. 申請者の概要

事業の内容：別添パンフレットのとおりに。

事業概要を確認できるパンフレット等がない場合は、事業の内容を記入してください。

株主等一覧表：別添1のとおりに

経営状況表：別添2のとおりに

2. 事業化開発の概要

(1) 主任研究者の役職名・氏名及び本開発従事者の役職名・氏名

主任研究者：技術部 課長

事業化開発従事者：技術部 課チーフ

技術部 課

(2) 支援機関における担当者

支援計画書作成機関

機関名：公設試験研究機関

役職名・氏名：部長

指導又は協力を受ける事項：に関する委託研究、依頼分析

支援計画書作成機関以外の支援機関

機関名：大学

役職名・氏名：学部教授

指導又は協力を受ける事項：に関する委託研究、技術指導

技術指導の受入れ、産業財産権の導入に係る経費を補助対象とする場合には、「技術導入計画書（別紙3）」を記入してください。

(3) 事業化開発の目的

記入のポイント ()

- (イ) 従来 of 品物はどのような品物であって、どのような品質 (性能、成分等) を有しており、どこで、どのように使用されているか説明してください。
- (ロ) 従来 of 品物の技術的欠陥及び経済的欠陥はどこにあるのかなどを具体的事例や数値を用いて説明してください。
- (ハ) 本開発による新技術等は、従来 of 製品の技術的及び経済的欠陥をどのように改善できるか、数値などを用いて具体的に説明してください。
- (ニ) 新技術の開発を行うのに、なぜ本開発が必要なのか、その理由を説明してください。

記入のポイント ()

- (イ) 従来 of 工程はどのような工程で、どのような技術を用いて、どのような製品をどのくらい製造しているのかなどを説明してください。
- (ロ) 従来 of 工程のどこに、どのような技術的及び経済的欠陥があり、製品の品質や経済性にどのような影響を与えているかなどを具体的事例や数値を用いて説明してください。
- (ハ) 本開発により、従来 of 工程がどのように改善できるか、数値などを用いて具体的に説明してください。
- (ニ) 従来 of 工程の改善を行うのに、なぜ本開発が必要か、その理由を説明してください。

なお、この開発と類似する内外の技術との相違点あるいは関連する内外特許の存在状況を含めて記入してください。

(4) 事業化開発の内容及び規模

現在まで行われている基礎となる研究 (導入技術を含む。)

記入のポイント

今後行おうとする事業化開発の基礎となる研究の実績について

- (イ) 研究題目
- (ロ) 研究内容 (どのような内容の研究を行ったのか、研究項目をあげて項目ごとに説明してください。)
- (ハ) 研究の期間 (いつからいつまでの間に行ったか説明してください。)
- (ニ) 研究の実施場所及び研究担当者
- (ホ) 所要経費 (基礎研究に要した経費)
- (ヘ) 研究の規模 (基礎研究の規模を記入し、この規模で行われた理由を説明してください。)
- (ト) 成果 (基礎研究による成果を図表、写真、数値、図面等を用いて具体的に説明してください。)
- (チ) 技術導入、研究協力の状況 (技術導入については、当該技術の所有者等について記入してください。また、大学や公設試からの技術協力の状況がある場合には、その内容についても記入してください。)

なお、補助事業の交付に当たっては、基礎研究が十分に行われていなければなりません。説明不足にならないよう詳細に記入してください。

今後行おうとする開発の内容、規模及び方法

記入に当たっての留意事項

- ・ 事業の評価を行う上で非常に重要なところですので、詳細に記入してください。
- ・ 試作機械又は試作品の仕様書、図面（三面図、見取図）を必ず添付してください。

記入のポイント

今後行おうとする開発について

(イ) **開発項目**（どのような項目について開発するのか記入してください。）

- (例) 1. ~ の反応条件（温度、圧力）（研究期間 月～ 月）
2. ~ の混合条件（比率、温度）（研究期間 月～ 月）
3. ~ の添加条件（投入時間）（研究期間 月～ 月）

本制度は単年度の制度であるため、研究期間設定の際には注意してください。

(ロ) **開発内容及び方法**（どのような内容をもった開発を、どのような方法で開発するのか。また、どのような設備及び材料を使用して開発するのかを（イ）の開発項目毎に詳細に記入してください。（各支援機関等との分担についても記入してください。）

(ハ) **開発規模**（試作数量、反応容量等の規模のほか、開発計画上の大きさ、たとえば反応の回数などについても記入してください。）

(ニ) **規模の理由**（(ハ)の開発規模について、なぜこの規模で開発するのか、その理由を記入してください。）

(ホ) **開発の実施場所**（実施場所が2ヶ所以上ある場合は、すべて記入し、主たる実施場所を明確にする。また、実施場所が自社所有地以外の場合は、会社との関係を明らかにしてください。支援機関に研究開発を委託する場合は、委託先の支援機関の所在地も記入してください。）

(ヘ) **成果の目標**（この開発が終了した時点において期待する成果の目標を技術的目標及び経済的目標に分けて数値等を用いて具体的に記入してください。）

(ト) **技術指導の内容**（技術指導を受ける場合、指導を受ける研究項目及び指導を受ける内容を記入してください。）

(チ) **産業財産権（工業所有権）の導入**（産業財産権（工業所有権）の導入がある場合は、導入の役割及びその内容について記入してください。）

事業化に向けた技術課題とその解決方法

支援計画書：別添3のとおり

(5)事業化開発の資金計画

資金支出内訳

区分	種 別	仕 様	単位	数量	単 価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補 助 対 象 費 (円)	補助金交付 申 請 額 (円)	備 考
技術導入費	技 術 指 導	装置開発指導	件	1	200,000	200,000	200,000		大学
	実 施 許 諾 料	装置	件	1	400,000	400,000	400,000		大学
	小 計					600,000	600,000		
研究開発委託費	委 託 研 究	相関関係分析及び最適化	件	1	3,500,000	3,675,000	3,500,000		工業技術センター
	委 託 研 究	シミュレーション及び最適化	件	1	3,000,000	3,150,000	3,000,000		大学
	小 計				6,500,000	6,825,000	6,500,000		
評価・検証等費	依 頼 分 析	強度評価	回	15	10,000	157,500	150,000		工業技術センター
	依 頼 分 析	耐衝撃性評価	回	15	10,000	157,500	150,000		工業技術センター
	小 計					315,000	300,000		
	合 計					7,740,000	7,400,000	3,700,000	

《資金支出内訳記入上の注意》

- * 「種別」には、技術指導、委託研究、依頼分析等、それぞれの支援項目等を記入してください。
- * 「仕様」には、それぞれの支援項目の内容、目的、テーマ等を記入してください。
- * 「単位」には、それぞれの支援項目の算出単位（回、件、時間等）を記入してください。
- * 「補助事業に要する経費」とは、当該研究を遂行するのに必要な経費を意味し、ここでは数量に単価を乗じた金額に、消費税額を加算した金額を記入してください。金額については、見積りによる確認等できる限り正確な金額を記入してください。
- * 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費（消費税仕入控除税額を差し引いた金額）を記入してください。
- * 「補助金交付申請額」は「補助対象経費（消費税仕入控除税額を差し引いた金額）」の2分の1以内かつ「補助対象限度額」以内で記入し、千円未満は切捨ててください。

申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請を行い、消費税仕入控除税額が確定した時には、各経済産業局に速やかに報告し、指示に従ってください。
- * 備考欄には、それぞれの支援を行う支援機関名を記入してください。
- * 技術指導で計上される旅費とは、支援機関から技術指導を受ける際に、支援機関の担当者に支払われる旅費のことで、申請者が支援機関に出向く場合の旅費は、補助対象外とします。
- * 交付決定以前の発注等は補助対象外とします。
- * 補助対象経費のうち、産業財産権（工業所有権）等の導入に必要な費用及び技術指導の受入れに要する費用を補助対象として希望する方は、「技術導入計画書（別紙3）」により所要事項を記入のうえ、補助事業計画書に添付してください。

- * 区分の欄には、上記記入例のほか「その他経費」を計上できます。

資金調達内訳

区分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	2,040,000	
借入金	2,000,000	銀行支店
補助金	3,700,000	
その他		
合計額	7,740,000	

補助金相当額の手当方法

補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

区分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自己資金	2,700,000	
借入金	1,000,000	銀行支店
その他		
合計額	3,700,000	

補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長

3. 事業化開発の成果

記入に当たっての留意事項

この事業化開発の成果として、どのようなメリットが得られるか（不良の減少・能率の向上・省力化・コスト低減・品質向上等）を産業財産権（工業所有権）の取得の可能性なども含めて具体的に記入してください。

4. 事業化開発の成果の企業化又は適用の効果

記入に当たっての留意事項

この事業化開発の成果を企業化したときの標的となる市場、ユーザーがどれだけ存在するのか、どのようなメリットを狙っているか等、企業化する場合の規模を含めて具体的に記入してください。

記入のポイント（例）

（１）

- ・ 企業化予定年度
- ・ 標的市場の規模及び当該製品に係る市場規模（根拠、参考文献）
- ・ 予想売上高等（積算根拠、理由）
- ・ 標的市場のどのようなニーズを満たすことが可能か。

（２）

- ・ 事業化成果によりどのようなメリットが得られるか（不良の減少、能率の向上・省力化・コスト低減・品質向上等）
- ・ 産業財産権（工業所有権）の取得の可能性

5. 事業化開発に係る補助金又は委託費の交付を受けた実績等（申請中・申請予定を含む。）

(1) 補助金交付実績

平成 年度創造技術研究開発費補助金 補助金交付金額 11,900 千円

テーマ名 「温度自動制御型金型の試作」 経済産業局

簡単な概要（最大10行程度）

平成 年度～平成 年度

独創的 制度 補助金交付金額 20,000 千円

テーマ名 「 」 省

簡単な概要（最大10行程度）

(2) 委託費交付実績

平成 年度課題対応技術革新促進事業

委託金額 15,000 千円

テーマ名 「 」

中小企業総合事業団

簡単な概要（最大10行程度）

(3)申請中（予定も含みます。）の補助金等

平成18年度

補助金

補助金申請金額

4,300 千円

テーマ名 「極低温用高強度プラスチック製品の開発」 県

申請日 平成18年 月 日

簡単な概要（最大10行程度）

経済産業省以外の省庁、独立行政法人、都道府県等からの交付案件等であっても記入してください。また、交付を受けた実績については、直近5年間のものを記入してください。

(別紙2の別添1)

株主等一覧表

(平成 年 月 日現在)

会社名 株式会社

《株主》

株主氏名	住所	持株数	比率	備考
(株)	県市 -	17,700	22.16	
× × × ×	府市 -	17,020	21.28	
	府市 -	10,530	13.16	
	都区 -	10,000	12.50	銀ベンチャーキャピタル
×	県市町 -	5,900	7.38	
(株)	都区 -	5,900	7.38	
×	静岡県市 -	5,790	7.24	
×	神奈川県	7,160	8.95	

(注) 特定ベンチャーキャピタル(ベンチャー財団と基本約定書を締結したベンチャーキャピタル)が投資した場合は備考欄に記入してください。

《法人株主等》

の株主(出資者)のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主(出資)企業名	大企業・中小企業区分 ()を記入	資本金額	従業員数	主たる業種
(株)	大企業・中小企業	49,000千円	9人	サービス業
(株)	大企業・中小企業	400,000千円	30人	製造業

《 役 員 》

役 職 名	氏 名	住 所
代表取締役社長		県 市 -
代表取締役専務		県 市 町 -
代表取締役専務	× ×	県 市 -
常 務 取 締 役		府 市 -
取 締 役	× ×	都 区 -
監 査 役		県 市 -

《 役員 の 兼 務 》

の役員が、他社の役員又は職員を兼務している場合は、以下の表に記入してください。

役員 の 氏 名	企 業 名	大 企 業 ・ 中 小 企 業 区 分 () を 記 入	資 本 金 額	従 業 員 数	主 たる 業 種	役 職 名
	(株)	大 企 業 ・ 中 小 企 業	400,000千円	30 人	製 造 業	経 営 企 画 課 長

(別紙2の別添2)

経 営 状 況 表

会社名

株式会社

(単位：千円)

項目	期別	第 期	第 期
		年 月 日から 年 月 日	年 月 日から 年 月 日
売上高 A		1,640,382	1,861,412
経常利益 B		54,212	22,149
総資本 C		868,706	915,709
自己資本 D		278,507	280,396
流動資産 E		519,530	558,743
流動負債 F		395,949	426,863
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$		6.2	2.4
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$		3.3	1.2
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$		32.1	30.6
流動比率 $\frac{E \times 100}{F}$		131.2	130.9

本資料は、過去2期又は3期（決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とします。）の財務諸表により作成してください。

金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

貸借対照表、損益計算書を添付してください。

設立間もない等の理由により上記の貸借対照表等財務諸表作成が困難な場合は、事前に各経済産業局に相談してください。

支 援 計 画 書

機関名：_____

担当者役職名・氏名：_____

担当者連絡先電話番号：_____

担当者連絡先E-mail：_____

1．事業化に向けた技術課題の概要

2．技術課題に対応した解決方策と各機関（申請者含む。）の役割

3．技術課題の解決に向けた支援の必要性和有効性（今回の事業に関連して、過去に支援実績等があれば、それを踏まえて記入してください。）

4. 支援機関が提供する技術支援の内容

技術課題	技術支援内容

5. スケジュール

取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

6. 本事業による開発成果

--

7. 本事業終了後のフォローアップ体制等

--

8. 本計画書作成機関以外の支援機関一覧

支援機関名	担当者氏名	役割

《別紙 2 の別添 3（支援計画）を記入する上での注意事項》

次のポイントに留意して記入してください。

- * 事業化に向けた技術課題の概要について
 - ・申請者が有する技術を事業化するための具体的課題は何か（市場が要求する品質、性能、機能等と現在の技術とのギャップ、社会的な要請（環境問題、各種規格への対応等）への対応 等）
- * 技術課題に対応した解決方策と各機関の役割
 - ・技術課題を解決するための具体的な取組内容（研究内容）と各機関における役割はどのようなものか
- * 技術課題の解決に向けた支援の必要性と有効性
 - ・各機関が有する支援リソース（技術的知見、技術シーズ、機器・設備等）を活用することの必要性と有効性はどのようなものか
- * 支援機関が提供する技術支援の内容
 - ・各技術課題の解決に対応する、各支援機関の技術支援（技術指導、受託研究、共同研究、依頼試験・分析、機器・設備の開放 等）の内容は何か
- * スケジュール
 - ・各機関の取組をどの時期に、どのくらいの期間行うのか
- * 本事業による開発成果
 - ・本事業終了時点での目標及び、その後の事業化に向けた戦略はどのようなものか（終了時点での到達度とその後の事業化に向けたステップを具体的に記載）
 - ・対象とする市場規模はどの程度か（統計データ等により把握すること）
 - ・競合製品、サービスと比較して、価格、品質、差別化、デザイン、販売等の面でどの程度の競争力を持ち、どの程度のシェアを獲得できるか
 - ・競合する企業、製品、サービスに対し、持続的に競争力を確保できるものであるか
 - ・地域社会又は業界に対して、経済的な波及効果（雇用の増加など）が高いものであるか
- * 本事業終了後のフォローアップ体制等
 - ・本事業終了後、どのようなフォローアップ（販路開拓支援、マッチング支援、各種事業化支援施策の活用支援 等）を行い、成果を事業化に結びつけるか
 - ・本事業終了後、外部支援機関の活用も含めて、どのようなフォローアップ体制を構築するか（外部支援機関を活用する場合は、具体的な機関名まで記載）
- * 支援機関一覧
 - ・技術課題の解決のために、申請者を支援する機関全てについて記入

技術導入計画書

申請者住所 東京都千代田区 1-3-3

氏名 株式会社

代表取締役

技術の提供者	住所 県 市 - 氏名
技術の指導者	住所 県 市 - 氏名 (略歴別添)
技術指導を受ける者	氏名 、 、
技術の種類及び名称 産業財産権(工業所有権) の場合は、その種類、 許可年月日、許可番号を 含みます。	圧着からプレス成形までを一工程化するための各 種条件及び自動制御装置の開発指導
契約(予定)日	平成 年 月 日 交付決定日以降となるようにしてください。
契約実施期間 (始期及び終期)	平成 年 月 日 ~ ×年 月 日 補助事業期間内となるようにしてください。
対価の支払額・方法及び期日	総額 600,000円 年 月 × 日 銀行振込 ×年 ×月 日 銀行振込
技術導入の方法	基本設計及び装置開発時に指導者本人より提言を 受ける。
技術の概要	熱間プレス成形の際の温度、圧力等の諸条件の確 立及び自動制御装置の構造設計の指導を受ける。
当該開発における 技術導入の役割	樹脂と金属を圧着させるためには、温度、圧力等 との条件を設定することが重要な要素となる。ま た、圧着からプレス成形までの一工程化を制御す る装置を作るには、送り速度、荷重等の最適な条 件を求める必要がある。

様式が用紙1枚に収まるよう記入してください。

(別紙3の別添)

履 歴 書

氏 名： _____

氏名明記のこと

生年月日：昭和 年 月 日生 (歳)

現住所 県 市 -

(学 歴)

昭和50年3月 大学理化学科卒業

(職 歴)

昭和51年 4月	工業技術院	研究所研究員
平成 元年 7月	工業技術院	×× 試験研究所第3課長
平成 8年10月	工業技術院	×× 試験研究所第3部長
平成11年 4月	大学	部教授

(資 格)

平成12年 1月 技術士 科学技術庁登録第 × 号(化学部門)

(注) 履歴書は、別紙3の技術導入を受ける場合の指導者の参考資料として必ず提出してください。

参考

＜参考1＞ 公設試験研究機関一覧

本一覧掲載の研究機関以外にも、地方公共団体が設置する試験研究機関からの支援を受ける場合は、本事業の対象となります。

なお、今後、それぞれの研究機関の名称等が変更される場合があります。

区分	所属	機関名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	北海道	北海道立工業試験場	060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	011-747-2321
	北海道	北海道立林産試験場	071-0198	旭川市西神楽1線10号	0166-75-4233
	北海道	北海道立地質研究所	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2420
	北海道	北海道立工業技術センター	041-0801	函館市桔梗町379	0138-34-2600
	北海道	北海道立林業試験場	079-0198	美唄市光珠内町東山	0126-63-4164
	北海道	北海道環境科学研究センター	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-3521
	北海道	北海道立食品加工研究センター	069-0836	江別市文京台緑町589-4	011-387-4111
	北海道	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	080-2462	帯広市西22条北2-23-10	0155-37-8383
	北海道	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	090-0008	北見市大正353-19	0157-36-0680
	北海道	北海道立水産孵化場	061-1433	恵庭市柏木町3-373	0123-32-2135
	北海道	北海道立中央水産試験場	046-8555	余市郡余市町浜中町238	0135-23-7451
	北海道	北海道立函館水産試験場	042-0932	函館市湯川町1-2-66	0138-57-5998
	北海道	北海道立釧路水産試験場	085-0024	釧路市浜町2-6	0154-23-6221
	北海道	北海道立網走水産試験場	099-3119	網走市字鱒浦1-1-1	0152-43-4591
	北海道	北海道立稚内水産試験場	097-0001	稚内末広4-5-15	0162-32-7177
	北海道	北海道立栽培漁業総合センター	041-1404	茅部郡鹿部町字本別539-112	01372-7-2234
	北海道	北海道原子力環境センター	045-0123	岩内郡共和町宮丘261番地1	0135-74-3131
	北海道	北海道立アイヌ民族文化研究センター	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目プレイスト1・7 5階	011-272-8801
	北海道	北海道立北見農業試験場	099-1496	常呂郡訓子府町字弥生52	0157-47-2146
	北海道	北海道立北方建築総合研究所	078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	0166-66-4211
北海道	北海道立十勝農業試験場	082-0071	河西郡芽室町新生南9線2番地	0155-62-2431	
北海道	北海道立衛生研究所	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2719	
北海道	北海道立花・野菜技術センター	073-0026	滝川市東滝川735番地	0125-28-2800	
北海道	北海道立根釧農業試験場	086-1100	標津郡中標津町字中標津1659	01537-2-2004	
北海道	北海道立上川農業試験場	078-0397	上川郡比布町南1線5号	0166-85-2200	
北海道	北海道立植物遺伝資源センター	073-0013	滝川市南滝の川363番地2	0125-23-3195	
北海道	北海道立畜産試験場	081-0038	上川郡新得町西5線39番地	0156-64-5321	
北海道	北海道立中央農業試験場	069-1395	夕張郡長沼町東6線北15号	01238-9-2001	

北海道	北海道	北海道立天北農業試験場	098-5738	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目2番地	01634-2-2111
	北海道	北海道立道南農業試験場	041-1201	北斗市本町680番地	0138-77-8116
	旭川市	旭川市工業技術センター	078-8273	旭川市工業団地3条2丁目1-8	0166-36-3111
	旭川市	旭川市工芸センター	078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター内	0166-66-1770
	旭川市	旭川市農業センター	070-8033	旭川市神居町雨紛	0166-61-0211
	赤平市	赤平市フラワー開発センター	079-1143	赤平市字赤平628番地	0125-32-2020
	池田町	池田町ブドウ・ブドウ酒研究所	083-0002	中川郡池田町字清見83番地3	01557-2-2467
	遠軽町	遠軽町農業技術センター	099-0401	紋別郡遠軽町学田4丁目	01584-2-1434
	帯広市	十勝産業振興センター	080-2462	帯広市西22条北2丁目23-9	0155-38-8808
	興部町	オホーツク農業科学研究センター	098-1604	紋別郡興部町字興部772	01588-2-2121
	北見市	北見市工業技術センター	090-0836	北見市三輪1-4	0157-31-2705
	釧路市	釧路工業技術センター	084-0905	釧路市鳥取南7丁目2番23号	0154-55-5121
	釧路市	釧路市水産加工振興センター	085-0024	釧路市浜町1番8号	0154-31-1405
	札幌市	札幌市衛生研究所	003-8505	札幌市白石区菊水9条1丁目	011-841-2341
	札幌市	札幌市農業指導センター	007-0880	札幌市東区丘珠町569-10	011-787-2220
	伊達市	伊達市西胆振農業センター	052-0006	伊達市東関内町25-1	0142-23-2488
	苫小牧市	苫小牧市テクノセンター	059-1362	苫小牧市字柏原32番地の6	0144-57-0210
	根室市	根室市水産研究所	087-0166	根室市温根元168番地	0153-28-2152
	函館市	函館市衛生試験所	040-0001	函館市五稜郭町123-1	0138-32-1540
	羽幌町	羽幌町農業試験所	078-4100	苫前郡羽幌町字中央478番地の1	01646-2-2013
三石町	三石町農業実験センター	059-3100	三石郡三石町字歌笛575	01463-5-3344	
室蘭市	財団法人室蘭テクノセンター	050-0083	室蘭市東町4丁目28番1号	0143-45-1188	
余市町	余市町園芸試験場	046-0012	余市町山田町577番地	0135-23-2189	
礼文町	礼文町高山植物培養センター	097-1200	礼文町大字船泊村字上泊	01638-7-2941	
青森県	青森県	青森県工業総合研究センター (弘前地域技術研究所)	030-0113	青森市第二問屋町4-11-6	017-739-9676
		(八戸地域技術研究所)	036-8363	弘前市大字袋町80	0172-32-1466
			039-2245	八戸市北インター工業団地1-4-43	0178-21-2100
	青森県	青森県ふるさと食品研究センター	031-0831	八戸市築港街2-10	0178-33-1347
	岩手県	岩手県工業技術センター	020-0852	盛岡市飯岡新田3-35-2	019-635-1115
	岩手県	岩手県水産技術センター	026-0001	釜石市大字平田3-75-3	0193-26-7911
	宮城県	宮城県産業技術総合センター	981-3206	仙台市泉区明通2-2	022-377-8700
	秋田県	秋田県産業技術総合研究センター工業技術センター	010-1623	秋田市新屋町字砂奴寄4-11	018-862-3414
	秋田県	秋田県産業技術総合研究センター高度技術研究所	010-1623	秋田市新屋町字砂奴寄4-21	018-866-5800
	秋田県	秋田県総合食品研究所	010-1623	秋田市新屋町字砂奴寄4-26	018-888-2000
山形県	山形県工業技術センター (置賜試験場)	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-3222	
		992-0003	米沢市窪田町窪田2736-6	0238-37-2424	

		(庄内試験場)	997-1321	東田川郡三川町大字押切新田字桜木25	0235-66-4227
	山形県	山形県産業創造支援センター	990-2473	山形市松栄1-3-8	023-647-8111
	山形県	山形県高度技術研究開発センター	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-647-3111
	福島県	福島県ハイテクプラザ	963-0215	郡山市待池台1-12	024-959-1741
		(福島技術支援センター)	960-2154	福島市佐倉下字附ノ川1-3	024-593-1121
		(会津若松技術支援センター)	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-1	0242-39-2100
		(いわき技術支援センター)	972-8312	いわき市常磐下船尾町杭出作23-32	0246-44-1475
関 東 経 済 局	茨城県	茨城県工業技術センター	311-3195	東茨城郡茨城町長岡3781-1	029-293-7212
	栃木県	栃木県産業技術センター	321-3229	宇都宮市刈沼町367-1	028-670-3391
	群馬県	群馬県産業技術センター	379-2147	前橋市亀里町884-1	027-290-3030
	群馬県	群馬県繊維工業試験場	376-0011	桐生市相生町5-46-1	0277-52-9950
	群馬県	農業技術センター	371-0002	佐波郡東村西小保方493	027-269-9121
	埼玉県	埼玉県産業技術総合センター	333-0844	川口市上青木3-12-18	048-265-1312
	埼玉県	埼玉県産業技術総合センター-北部研究所	360-0031	熊谷市末広2-133	048-521-0614
	埼玉県	埼玉県環境科学国際センター	347-0115	北埼玉郡騎西町上種足914	0480-73-8331
	千葉県	千葉県産業支援技術研究所	264-0017	千葉市若葉区加曾利町889(加曾利庁舎)	043-231-4325
	千葉県	農業総合研究センター	266-0006	千葉市緑区大膳野町808	043-291-0151
	東京都	(独)東京都立産業技術研究センター	115-8586	北区西が丘3-13-10	03-3909-2151
	東京都	東京都立皮革技術センター	131-0042	墨田区東墨田3-3-14	03-3616-1671
	東京都	東京都立食品技術センター	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9	03-5256-9251
	東京都	東京都城南地域中小企業振興センター	125-0062	葛飾区青戸7-2-5	03-5680-4631
	東京都	東京都城南地域中小企業振興センター	144-0035	大田区南蒲田1-20-20	03-3733-6281
	東京都	東京都畜産試験場	198-0024	青梅市新町6-7-1	0428-31-2171
	墨田区	すみだ中小企業センター	131-0044	墨田区文花1-19-1	03-3617-4351
	神奈川県	神奈川県産業技術センター	243-0435	海老名市下今泉705-1	046-236-1500
	神奈川県	神奈川県農業総合研究所	259-1204	平塚市上吉沢1617	0463-58-0333
	横浜市	横浜市工業技術支援センター	236-0004	横浜市金沢区福浦1-1-1	045-788-9000
	川崎市	川崎市公害研究所	210-0853	川崎市川崎区田島町20-2	044-355-5811
	新潟県	新潟県工業技術総合研究所	950-0915	新潟市鏡西1-11-1	025-247-1301
	新潟県	新潟県農業総合研究所食品研究センター	959-1381	加茂市新栄町2-25	0256-52-0448
	新潟県	新潟県保健環境科学研究所	950-2144	新潟市首和314-1	025-263-9411
	新潟県	新潟県醸造試験場	951-8121	新潟市水道町2-5932-133	025-222-4568
	長野県	長野県工業技術総合センター-情報技術部門	399-0006	松本市野溝西1-7-7	0263-25-0790
	長野県	長野県工業技術総合センター-材料技術部門	380-0928	長野市若里1-18-1	026-226-2812
	長野県	長野県工業技術総合センター-精密・電子技術部門	394-0084	岡谷市長地片間町1-3-1	0266-23-4000
	長野県	長野県工業技術総合センター-食品技術	380-0921	長野市栗田西番場205-1	026-227-3131

		部門			
	長野県	長野県林業総合センター	399-0711	塩尻市大字片丘5739	0263-52-0600
	山梨県	山梨県富士工業技術センター	403-0004	富士吉田市下吉田2095	0555-22-2100
	山梨県	山梨県工業技術センター	400-0055	甲府市大津町2094	055-243-6111
	山梨県	山梨県森林総合研究所	400-0502	南巨摩郡増穂町最勝寺2290-1	0556-22-8001
	静岡県	静岡県静岡工業技術センター	421-1298	静岡市葵区牧ヶ谷2078	054-278-3023
	静岡県	静岡県浜松工業技術センター	431-2103	浜松市新都田1-3-3	053-428-4151
	静岡県	静岡県富士工業技術センター	417-8550	富士市大淵2590-1	0545-35-5190
	静岡県	静岡県沼津工業技術センター	410-0022	沼津市大岡3981-1	055-925-1100
	静岡県	静岡県環境衛生科学研究所	420-8637	静岡市葵区北安東4-27-2	054-245-0201
	静岡県	静岡県農業試験場	438-0806	磐田市豊田町富丘678-1	0538-36-1553
	静岡県	静岡県茶業試験場	439-0002	小笠原郡菊川町倉沢1706-11	0548-27-2311
	静岡県	静岡県柑橘試験場	424-0905	静岡市清水区駒越西2-12-10	054-334-4850
	静岡県	静岡県林業技術センター	434-0016	浜松市根堅2542-8	053-583-3121
	静岡県	静岡県水産試験場	425-0033	焼津市小川汐入3690	054-627-1815
中 部 経 済 局	愛知県	愛知県産業技術研究所	448-0003	刈谷市一ツ木町西新割	0566-24-1841
	愛知県	愛知県環境調査センター	462-0032	名古屋市区北区辻町字流7-6	052-910-5490
	名古屋市	名古屋市工業研究所	456-0058	名古屋市熱田区六番3-4-41	052-661-3161
	岡崎市	岡崎市繊維センター	444-0802	岡崎市美合町字五本松68-1	0564-53-4551
	常滑市	常滑市陶業試作訓練所	479-0078	常滑市鯉江本町1-3-1	0569-35-3290
	岐阜県	岐阜県製品技術研究所	501-6064	羽島郡笠松町北及47	058-388-3151
	岐阜県	岐阜県生産情報技術研究所	509-0108	各務原市須衛町4-179-19	0583-79-3300
	岐阜県	岐阜県セラミックス技術研究所	507-0811	多治見市星ヶ台3-11	0572-22-5381
	岐阜県	岐阜県生活技術研究所	506-0058	高山市山田町1554	0577-33-5252
	岐阜県	岐阜県森林科学研究所	501-3714	美濃市曾代1128-1	0575-33-2585
	岐阜県	岐阜県保健環境研究所	504-0838	各務原市那加不動丘1-1	0583-80-2100
	岐阜県	岐阜県農業技術研究所	501-1152	岐阜市又丸729-1	058-239-3131
	多治見市	多治見市陶磁器意匠研究所	507-0803	多治見市美坂町2-77	0572-22-4731
	土岐市	土岐市立陶磁器試験場・セラノ土岐	509-5403	土岐市肥田町肥田287-3	0572-59-8312
	瑞浪市	瑞浪市窯業技術研究所	509-6122	瑞浪市上平町5-5-1	0572-67-2427
	三重県	三重県科学技術振興センター	512-1211	四日市市桜町3690-1	0593-29-3601
	伊勢市	伊勢市工芸指導所	516-0071	伊勢市一之木5-14-43	0596-28-4397
	富山県	富山県工業技術センター	933-0981	高岡市二上町150	0766-21-2121
	富山県	富山県林業技術センター	939-0311	射水市黒河新4940	0766-56-2815
	富山県	富山県薬事研究所	939-0363	射水市中太閤山17-1	0766-56-6026
富山県	富山県食品研究所	939-8153	富山市吉岡360	076-429-5400	
富山県	富山県総合デザインセンター	939-1119	高岡市オフィスパーク5	0766-62-0510	
高岡市	高岡市デザイン・工芸センター	939-1119	高岡市オフィスパーク5	0766-62-0520	
石川県	石川県工業試験場	920-8203	金沢市鞍月2-1	076-267-8080	

	石川県	石川県工業試験場九谷焼技術センター	923-0151	小松市正蓮寺町は21 - 3	0761-47-3631	
	石川県	石川県林業試験場	920-2114	白山市三宮町ホ 1	0761-92-0673	
近畿	福井県	福井県工業技術センター	910-0102	福井市川合鷺塚町61字北稲田10	0776-55-0664	
	福井県	福井県食品加工研究所	910-0343	坂井郡丸岡町坪ノ内字大河原 1 - 1	0776-61-3539	
	滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	520-3004	栗東市上砥山232	077-558-1500	
	滋賀県	滋賀県東北部工業技術センター	526-0024	長浜市三ツ矢元町27 - 39	0749-62-1492	
	京都府	京都府中小企業技術センター	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134	075-315-2811	
	京都府	京都府織物・機械金属振興センター	627-0011	京丹後市峰山町丹波139 - 1	0772-62-7400	
	京都市	京都市産業技術研究所	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134	075-311-3171	
			工業技術センター			
	京都市	京都市産業技術研究所	602-0898	京都市上京区烏丸通上立売上る東側り	075-441-3165	
			繊維技術センター			
	奈良県	奈良県工業技術センター	630-8031	奈良市柏木町129 - 1	0742-33-0817	
	奈良県	奈良県森林技術センター	635-0133	高市郡高取町吉備 1	0744-52-2380	
	奈良県	奈良県薬事研究センター	639-2200	御所市605 - 10	0745-62-2376	
	大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	594-1157	和泉市あゆみ野 2 - 7 - 1	0725-51-2511	
	大阪府	大阪府産業デザインセンター	540-0029	大阪市中央区南本町通橋 2 - 6 マイドームおおさか 4 F	06-6949-4791	
	大阪市	大阪市立工業研究所	536-8553	大阪市城東区森之宮 1 - 6 - 50	06-6963-8011	
	大阪市	大阪市立環境科学研究所	543-0026	大阪市天王寺区東上町 8 - 34	06-6771-8331	
	兵庫県	兵庫県立工業技術センター	654-0037	神戸市須磨区行平町 3 - 1 - 12	078-731-4481	
	兵庫県	兵庫県立健康環境科学研究所	654-0037	神戸市須磨区行平町 3 - 1 - 27	078-735-6911	
兵庫県	兵庫県立農林水産技術総合センター	679-0198	加西市別府町南ノ岡甲1533	0790-47-2400		
和歌山県	和歌山県工業技術センター	649-6261	和歌山市小倉60	073-477-1271		
中国	鳥取県	鳥取県産業技術センター	689-1112	鳥取市若葉台南 7 - 1 - 1	0857-38-6200	
	島根県	島根県産業技術センター	690-0816	松江市北陵町 1	0852-60-5140	
	岡山県	岡山県工業技術センター	701-1296	岡山市芳賀5301	086-286-9600	
	広島県	広島県立食品工業技術センター	732-0816	広島市南区比治山本町12 - 70	082-251-7431	
	広島県	広島県立西部工業技術センター	737-0004	呉市阿賀南 2 - 10 - 1	0823-74-0050	
	広島県	広島県立東部工業技術センター	721-0974	福山市東深津町 3 - 2 - 39	0849-31-2400	
	広島市	広島市工業技術センター	730-0052	広島市中区千田町 3 - 8 - 24	082-242-4170	
山口県	山口県産業技術センター	755-0195	宇部市あすとぴあ 4 - 1 - 1	0836-53-5050		
四国	徳島県	徳島県立工業技術センター	770-8021	徳島市雑賀町西開11 - 2	088-669-4711	
	徳島市	徳島市立木工会館	770-0868	徳島市福島 1 - 8 - 22	088-622-9625	
	香川県	香川県産業技術センター	761-8031	高松市郷東町587 - 1	087-881-3175	
	愛媛県	愛媛県工業技術センター	791-1101	松山市久米窪田町487 - 2	089-976-7612	
	愛媛県	愛媛県紙業研究センター	799-0113	川之江市妻鳥町字土居山己127	0896-58-2144	
	愛媛県	愛媛県窯業試験場	791-2133	伊予郡砥部町五本松 2	089-962-2076	
愛媛県	愛媛県繊維産業試験場	799-1507	今治市東村南 2 - 5 - 48	0898-48-0021		

	新居浜市	新居浜市立工業試験場	792-0893	新居浜市多喜浜142-1	0897-45-2329
	高知県	高知県工業技術センター	781-5101	高知市布師田3992-3	088-846-1111
	高知県	高知県立紙産業技術センター	781-2128	吾川郡伊野町波川287-4	088-892-2220
九 州 経 済 局	福岡県	福岡県工業技術センター	818-8540	筑紫野市大字上古賀3-2-1	092-925-7721
		(機械電子研究所)	807-0831	北九州市八幡西区則松3-6-1	093-691-0260
		(化学繊維研究所)	818-8540	筑紫野市上古賀3-2-1	092-925-7721
		(生物食品研究所)	839-0861	久留米市合川町1465-5	0942-30-6644
		(インテリア研究所)	831-0031	大川市上巻405-3	0944-86-3259
	福岡県	福岡県農業総合試験場・筑後分場	830-0416	三潴郡大木町八町牟田1003	0944-32-1029
	北九州市	北九州市環境科学研究所	804-0082	北九州市戸畑区新池1-2-1	093-882-0333
	佐賀県	佐賀県工業技術センター	849-0932	佐賀市鍋島町大字八戸溝114	0952-30-8161
	佐賀県	佐賀県窯業技術センター	844-0024	西松浦郡有田町中部丙3037-7	0955-43-2185
	長崎県	長崎県工業技術センター	856-0026	大村市池田2丁目1303-8	0957-52-1133
	長崎県	長崎県窯業技術センター	859-3726	東彼杵郡波佐見町稗木場郷605-2	0956-85-3140
	長崎県	長崎県畜産試験場	859-1404	南高来郡有明町湯江丁3600	0957-68-1135
	長崎県	長崎県果樹試験場	856-0021	大村市鬼橋町1370	0957-55-8740
	長崎県	長崎県総合農林試験場	854-0063	諫早市貝津町3118	0957-26-3330
	長崎県	長崎県総合水産試験場	851-2213	長崎市多以良町1551-4	095-850-6293
	熊本県	熊本県工業技術センター	862-0901	熊本市東町3-11-38	096-368-2101
	熊本県	熊本県農業研究センター	861-1113	菊池郡合志町栄3801	096-248-6400
	熊本県	熊本県水産研究センター	869-3603	天草郡大矢野町中2450-2	0964-56-5111
	大分県	大分県産業科学技術センター	870-1117	大分市高江西1-4361-10	097-596-7100
宮崎県	宮崎県工業技術センター	880-0303	宮崎郡佐土原町大字東上那珂16500-2	0985-74-4311	
宮崎県	宮崎県食品開発センター	880-0303	宮崎郡佐土原町大字東上那珂16500-2 工業技術センター内	0985-74-2060	
宮崎県	宮崎県機械技術センター	882-0024	延岡市大武町39-82	0982-23-1100	
鹿児島県	鹿児島県工業技術センター	899-5105	始良郡隼人町小田1445-1	0995-43-5111	
鹿児島県	鹿児島県農産物加工研究指導センター	891-0116	鹿児島市上福元町5500	099-268-9325	
鹿児島県	鹿児島県大島紬技術指導センター	894-0068	名瀬市浦上町48-1	0997-52-0068	
沖 縄	沖縄県	沖縄県工業技術センター	904-2234	うるま市字州崎12-2	098-929-0111
	沖縄県	沖縄県工芸指導所	901-1116	島尻郡南風原町字照屋213	098-889-1186
	沖縄県	沖縄県海洋深層水研究所	901-3104	久米島町宇真謝500-1	098-896-8655
	沖縄県	沖縄県農業研究センター	901-0336	糸満市真壁832	098-840-8500
	沖縄県	沖縄県畜産研究センター	905-0426	今帰仁村諸志2009-5	0980-56-5142
	沖縄県	沖縄県森林資源研究センター	905-0017	名護市大中4-20-1	0980-52-2091
	沖縄県	沖縄県水産海洋研究センター	901-0305	糸満市西崎1-3-1	098-994-3593

<参考2> (独)産業技術総合研究所 地域産学官連携センター等一覧

独立行政法人産業技術総合研究所 産学官連携推進部門地域連携室 〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第2つくば本部・情報技術共同研究棟	TEL: 029-862-6145 FAX: 029-862-6146
北海道産学官連携センター 〒062-8517 札幌市豊平区月寒東2条17-2-1	TEL: 011-857-8405 FAX: 011-857-8901
札幌大通サイト (HINT産学官連携窓口) 〒060-0042 札幌市中央区大通西5-8 昭和ビル1階	TEL: 011-219-3359 FAX: 011-219-3351
東北産学官連携センター 〒983-8551 仙台市宮城野区苦竹4-2-1	TEL: 022-237-0936 FAX: 022-231-1263
関東産学官連携センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル2階	TEL: 03-6212-9181 FAX: 03-6212-9182
臨海副都心産学官連携センター 〒135-0064 東京都江東区青海2-42	TEL: 03-3599-8006 FAX: 03-3599-7420
中部産学官連携センター 〒463-8560 名古屋市守山区下志段味穴ヶ洞2266	TEL: 052-736-7370 FAX: 052-736-7403
関西産学官連携センター 〒563-8577 大阪府池田市緑丘1-8-31	TEL: 072-751-9688 FAX: 072-751-9621
中国産学官連携センター 〒737-0197 広島県呉市広末広2-2-2	TEL: 0823-72-1911 FAX: 0823-70-0023
四国産学官連携センター 〒761-0395 香川県高松市林町2217-14	TEL: 087-869-3530 FAX: 087-869-3554
九州産学官連携センター 〒841-0052 佐賀県鳥栖市宿町807-1	TEL: 0942-81-3593 FAX: 0942-81-3689
九州産学官連携センター福岡サイト 〒810-0022 福岡市中央区薬院4-4-20	TEL: 092-524-9047 FAX: 092-524-9010

<参考3> 中小企業技術革新制度（SBIR）による事業化支援について

本補助金は、『中小企業技術革新（SBIR）制度』において平成18年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置の特例等を受けることができます。

特許料等の軽減措置

本補助金（委託費）を受けて行う研究開発の成果に関連する特許を取得する場合、研究開発終了後2年以内に出願されるものについて、以下の料金を1/2に軽減する制度を利用することができます。

- ・ 審査請求手数料
- ・ 1～3年目の特許料

詳しくは経済産業省産業技術政策課又はお近くの地方経済産業局にお尋ね下さい。
（経済産業省産業技術政策課：03-3501-1773）

中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置を講じます。

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証限度額	個人・法人	2億円	→ 3億円
	組合等	4億円	→ 6億円
うち無担保枠		5千万円	→ 7千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠		——	→ 2千万円

また、「産業活力再生特別措置法」に基づき、上述措置に加え、以下の保険限度額の別枠化（経営資源活用関連枠）が図られています。

具体的には、当該中小企業者等の一般的な必要資金を対象として、

- ・ 普通保険 通常2億円 + 別枠2億円（組合は4億円 + 4億円）
- ・ 無担保保険 通常8,000万円 + 別枠8,000万円
- ・ 特別小口保険 通常1,250万円 + 別枠1,250万円

となっています。

詳しくは全国信用保証協会連合会又は各都道府県信用保証協会にお尋ね下さい。
（全国信用保証協会連合会：03-3271-7201）

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、

- 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達をする場合

であっても投資を受けることができるようになります。

詳しくは中小企業投資育成株式会社にお尋ね下さい。

(東京社：03-5469-1811、名古屋社：052-581-9541、大阪社：06-6341-5476)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 (産業活力再生特別措置法に基づく措置)

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を2分の1から3分の2に拡充します。

詳しくは、(財)全国中小企業設備貸与機関協会(03-5565-0845)又は各都道府県等中小企業支援センターにお問い合わせください。

中小企業金融公庫の特別貸付制度

制度名：新事業活動促進資金

貸付対象：特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業

資金使途：貸付対象事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

貸付利率：基準利率(用地費を除く設備資金については、2.7億円を限度として特別利率)

貸付期間：設備資金 20年以内(据え置き期間は2年以内)

長期運転資金 7年以内(据え置き期間は3年以内)

詳しくは中小企業金融公庫にお尋ね下さい。

(中小企業金融公庫 東京相談センター：03-3270-1260

名古屋相談センター：052-551-5188

大阪相談センター：06-6345-3577

福岡相談センター：092-781-2396)

「産業活力再生特別措置法」の適用は、平成19年度末までの間の措置となっております。

上記の支援措置は、補助金(委託費)審査とは別に各支援機関の審査を必要とします。

S B I R制度についての詳細はインターネットによる施策紹介

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/17fy/index.html>

又は、中小企業庁技術課(03-3501-1816)にお問い合わせ下さい。